

水道水検査用ヘリウムガスの供給不足に伴う対応について

1 概要

水道水の検査に使用するヘリウムガスについては、世界的な供給不足や物流の混乱により、入手困難な状況となっている。本市においても、在庫が残り約5ヶ月分となっていることから、厚生労働省の通知(令和4年5月13日付)を踏まえ以下のとおり対応する。

2 本市の対応

(1) ヘリウムガスの使用量を削減する検査方法

検査待機時のガス流量抑制。(実施済)

(2) 検査項目の絞り込み

水道法第20条に定める水質基準項目(51項目)以外の水質管理目標項目(24項目)のうち、ヘリウムガスを使用する4項目については、当面検査を見合わせる。(2022年8月から)

4項目は以下のとおりであり、この項目の過去10年間の検査結果は全て目標値を下回っている。

- ・農薬類 ・ジクロロアセトニトリル ・抱水クロラール ・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)

〈検査項目数〉

○変更前	水質基準項目	(51項目)	変更後	(51項目)
	水質管理目標項目	(24項目)		(20項目)
	郡山市独自項目	(30項目)		(30項目)
		計(105項目)		計(101項目)

(3) 検査方法をヘリウムガスを使用しない液体クロマトグラフ質量分析法に変更

当該検査機器を所有していないため、9月補正予算への計上を検討。

3 今後のヘリウムガスの在庫見込み

本市の対応	2022年度			2023年度			2024~2028年度	
	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	...
(1) 使用量削減								
(2) 検査項目絞り込み								
(2) 検査項目絞り込み +								
(3) 液体クロマトグラフ質量分析法への変更								